

令和5年12月8日
消費者庁参事官(公益通報・協働担当)

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」
に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、令和5年10月20日から令和5年11月20日まで
の間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、1件の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：令和5年10月20日（金）から令和5年11月20日（月）
まで
- 2 意見提出方法：郵送、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する消費者庁の考え方
新旧対照表の改正案の傍線部分は第468号とすれば、号ずれが生じないのでないのか？	対象法律は法律番号順に規定することとしています。

以上